

第118号議案「埼玉県5か年計画の策定及び埼玉県防犯のまちづくり推進計画等の変更について」に対する修正案

区 分				原 案	修 正 案	修正理由
第1編	3	(3)	イ	コンパクト・スマート・レジリエントの要素を含む「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」など持続可能なまちづくりが進むとともに、公共交通の安全性、利便性が向上し、誰もが安心して円滑に移動できる社会を目指します。	コンパクト・スマート・レジリエントの要素を含む持続可能なまちづくりが進むとともに、公共交通の安全性、利便性が向上し、誰もが安心して円滑に移動できる社会を目指します。	総論は考え方を示す箇所にあたり、例示の必要性は希薄であることから固有名詞を削除すべきである。
第2編	1	(3)	ア	(イ) l 防災活動拠点となる公園の整備 m 災害時における給水体制の強化 n 災害時における動物愛護対策の実施 o 災害時の拠点となる病院の整備など災害医療体制の強化 p 被災後の復興に向けたまちづくりのための手引作成や訓練の実施 q 下水道施設の自家用発電設備の増強・整備	l 帰宅困難者対策の実施 m 防災活動拠点となる公園の整備 n 災害時における給水体制の強化 o 災害時における動物愛護対策の実施 p 災害時の拠点となる病院の整備など災害医療体制の強化 q 被災後の復興に向けたまちづくりのための手引作成や訓練の実施 r 下水道施設の自家用発電設備の増強・整備	災害発生時の帰宅困難者への対応は非常に重要なものであることから明記すべきである。
第2編	1	(3)	ア	(イ) r 更なる消防広域化の推進 s 高圧ガスなどを扱う工場・事業場における大規模災害の防止体制強化 t 計画的な県庁舎等再整備の検討	s 市町村の自主的な消防広域化の推進 t 高圧ガスなどを扱う工場・事業場における大規模災害の防止体制強化 u 計画的な県庁舎等再整備の検討	市町村の自主性に鑑み、消防広域化を目指す市町村を支援する表現にすべきである。
第2編	1	(3)	ア	(ウ) b 消防団員の定員に対する充足率 (略)	b 自主防災組織で防災知識の啓発活動を実施した割合 現状値 60.8% → 目標値 90.0% (令和元年度) (令和8年度) c 消防団員の定員に対する充足率 (略)	自主防災組織の活性化を図る施策指標としては、「自主防災組織で防災知識の啓発活動を実施した割合」が適しているため、この指標を追加すべきである。
第2編	1	(3)	ウ	(イ) k 安全点検による河川・水利施設の適切な維持管理 l 河川の流下能力等を確保するための土砂撤去や樹木伐採の推進 m ダムや排水機場、護岸、砂防施設などの計画的な補修や更新	k 不適正な盛土の防止対策の実施 l 安全点検による河川・水利施設の適切な維持管理 m 河川の流下能力等を確保するための土砂撤去や樹木伐採の推進 n ダムや排水機場、護岸、砂防施設などの計画的な補修や更新	近年の大規模土石流による災害発生を踏まえ、盛土への対応策も主な取組に加えるべきである。

区 分					原 案	修 正 案	修正理由
第2編	2	(3)	カ	(ウ)		b 生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率 現状値 43.7% → 目標値 60.0% (令和2年度) (令和8年度)	貧困の連鎖解消に資することから、施策指標に加えるべきである。
第2編	2	(3)	カ	(ウ)		c ケアラー支援を担う福祉・教育部門の人材育成数 目標値 7,000人(令和4年度～令和8年度の累計)	ケアラーに対する支援は重要であるので、指標化して支援体制を充実化すべきであることから、施策指標に加えるべきである。
第2編	3	(2)			高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を更に進めます。	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの更なる深化に取り組みます。	地域包括ケアシステムの基本的な部分は構築されているが、地域によって高齢化の状況や地域資源などに違いがあり、社会の状況も変化するため、地域包括ケアシステムも順次それに合わせていくことが求められていることから、「更なる深化」に修正すべきである。
第2編	3	(3)	ア	(ア)	そこで、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。	そこで、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの更なる深化に取り組みます。	地域包括ケアシステムの基本的な部分は構築されているが、地域によって高齢化の状況や地域資源などに違いがあり、社会の状況も変化するため、地域包括ケアシステムも順次それに合わせていくことが求められていることから、「更なる深化」に修正すべきである。

区 分					原 案	修 正 案	修正理由
第2編	3	(3)	エ	(ウ)	a 医療施設（病院・診療所）の医師数（人口10万人当たり）（参考指標） 現状値 全国最下位169.8人 → 目標値 全国最下位脱出（平成30年）	a 医療施設（病院・診療所）の医師数（参考指標） 現状値 12,443人 → 目標値 16,343人（平成30年） （令和8年）	分かりやすいように必要な医師数を指標とすべきである。また、社会・経済的条件が近似する千葉県、神奈川県及び埼玉県における近年の増加傾向を加味した平均値に達することを目指した目標値とすべきである。
第2編	4	(2)			これから結婚や出産を考える世代が結婚、妊娠・出産、子育てといった一連のライフデザインを選択できるように支援します。	これから結婚や出産を考える世代が、それぞれに結婚、妊娠・出産、子育てといったライフデザインを選択できるように支援します。	それぞれのライフデザインを選択できるように支援するという趣旨となるよう修正すべきである。
第2編	4	(3)	イ	(ア)	また、共働き家庭が増え、多様な形態での働き方も進んでいることから、保育ニーズの増加・多様化に対応する必要があります。	また、多様な形態での働き方も進んでいることから、保育ニーズの増加・多様化に対応する必要があります。	ひとり親世帯を排除している印象を与えないように修正すべきである。
第2編	4	(3)	イ	(ア)	こうした状況を改善するため、引き続き保育の受皿の拡充を図るとともに、新卒保育士や潜在保育士の就職支援などにより保育士の確保・定着を進めます。	こうした状況を改善するため、引き続き保育の受皿の拡充や、新卒保育士や潜在保育士の就職支援などにより保育士の確保・定着を進めるとともに、保育の質の向上に取り組みます。	施設整備と人材・質の確保は両輪であることから、人材の確保や研修等を実施し、「質の向上」に取り組むことを明記すべきである。
第2編	4	(3)	ウ	(イ)	e 虐待を受けた児童や親に対する心のケアなどの支援	e 虐待を受けた児童やその親に対する心のケアなどの支援	心のケアなどの支援対象となる親が、虐待を受けた児童の親であることを明確にすべきである。

区 分					原 案	修 正 案	修正理由
第2編	5	(1)			さらに、障害のある子供や外国人児童生徒等の増加、家庭を取り巻く環境の変化等に伴い、教育をめぐるニーズは多様化しています。	さらに、障害のある子供や外国人児童生徒等の増加、ヤングケアラーの顕在化、性の多様性への意識の高まり、家庭を取り巻く環境の変化等、教育をめぐるニーズは多様化しています。	県の調査により顕在化したヤングケアラーとされる児童生徒や、性的指向や性自認などで悩みを抱える児童生徒が存在する現状について、教育をめぐるニーズとして明記すべきである。
第2編	5	(3)	イ	(ア)	そこで、家庭・地域・企業等と連携した体験活動を通じて、豊かな人間性・社会性を育むとともに、いじめを防止するため、他者を思いやる心や人権感覚を育成します。	そこで、家庭・地域・企業等と連携した体験活動を通じて、豊かな人間性や社会性、多様性への理解を育むとともに、いじめを防止するため、他者を思いやる心や人権感覚を育成します。	子供たちの豊かな心を育成するためには、互いの違いを理解・尊重し、共に行動できる姿勢を育てていく必要があることから、「多様性への理解」を明記すべきである。
第2編	5	(3)	ウ	(ア)	そこで、全ての子供たちがその意欲や能力に応じて力を発揮することができるよう、発達障害を含む障害のある子供たちが必要な指導・支援を受けられる「多様な学びの場」の整備を進めます。	そこで、全ての子供たちがその意欲や能力に応じて力を発揮することができるよう、インクルーシブ教育システムの構築の視点に立ち、発達障害を含む障害のある子供たちが必要な指導・支援を受けられる「多様な学びの場」の整備を進めます。	「多様な学びの場」の整備にあたっては、障害のある者となない者が共に学ぶとともに、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要なことから、「インクルーシブ教育システムの構築の視点」を明記すべきである。
第2編	5	(3)	ウ	(ウ)		a いじめの解消率 現状値 96.5% → 目標値 100% (令和2年度) (令和8年度)	いじめは児童生徒にとって重大な事案であり、早期発見・早期対応によっていじめの解消に努める必要があることから、いじめの解消率も施策指標に加えるべきである。

区 分					原 案	修 正 案	修正理由
第2編	5	(3)	ウ	(ウ)	<p>a 公立高等学校における中途退学者の割合 (略)</p> <p>b 帰国・外国人児童生徒に日本語指導ができる教員数 (略)</p>	<p>b 小・中学校に在籍する不登校児童生徒が学校内外の機関等で相談・指導を受けた割合 現状値 67.4% → 目標値 85.0% (令和2年度) (令和8年度)</p> <p>c 公立高等学校における中途退学者の割合 (略)</p> <p>d 帰国・外国人児童生徒に日本語指導ができる教員数 (略)</p>	<p>「不登校は問題行動ではない」とした教育機会確保法の趣旨を踏まえ、不登校児童生徒への支援に際しては、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、多様で適切な教育機会を確保していくことが必要である。その確保のためには、教育支援センターにおける支援の一層の充実や民間団体・民間施設等との連携を進め、不登校児童生徒の相談や指導に繋げることが重要であることから追加すべきである。</p>
第2編	6	(3)	ア	(イ)	h 健康マイレージ制度の普及	h 事業効果の検証結果を踏まえた健康マイレージ制度の推進	健康マイレージ制度は、事業効果の検証結果を踏まえて推進することを明記すべきである。
第2編	7	(3)	ウ	(ア)	本県で進む急速な高齢化に伴い、障害者の親も高齢化が見込まれています。障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境に加え、希望に応じて能力や適性を発揮できるよう、より安全で配慮の行き届いた社会にする必要があります。	本県で進む急速な高齢化に伴い、障害者の親も高齢化が見込まれています。親亡き後も障害者が住み慣れた地域などで安心して暮らせる環境に加え、希望に応じて能力や適性を発揮できるよう、より安全で配慮の行き届いた社会にする必要があります。	障害者が保護者（親）亡き後も安心して生活していることを示す箇所であるので、「親亡き後」を追記すべきである。
第2編	7	(3)	エ	(ア)	近年、特にLGBTQが暮らしやすい環境づくりや性の多様性に関する児童生徒の理解促進などが課題となっています。	近年、特にLGBTQが暮らしやすい環境づくりや性の多様性に関する社会全体の理解促進などが課題となっています。	性の多様性に関する理解促進は、児童生徒だけでなく社会全体に対して必要であることから修正すべきである。

区 分					原 案	修 正 案	修正理由
第2編	7	(3)	エ	(ウ)	a 人権啓発事業に参加して、偏見を持ったり、差別をしないよう行動したいと思った人の割合 現状値 67.2% → 目標値 80.0% (令和2年度) (令和8年度)	a 人権啓発事業の参加者数 目標値 180,000人(令和4年度～令和8年度の累計)	人権尊重社会を実現するための施策指標として、「人権啓発事業の参加者数」の指標がより相応しいことから、指標を差し替えるべきである。
第2編	8	(3)	ア	(イ)	h 子供や若者に対する多様な国際交流体験支援、外国語教育の充実	h 子供や若者に対する海外留学など多様な国際交流体験支援、外国語教育の充実	施策指標として「a 県が支援する海外留学奨学生数」を新規に設定したことから、主な取組においても明示するよう修正すべきである。
第2編	8	(3)	イ	(イ)	i 未利用県有施設の有効活用の促進	i 未利用県有施設及び未利用県有地の有効活用の促進	未利用県有施設と同様に、未利用県有地も有効活用に向けて取り組むべきであることから明示すべきである。
第2編	8	(3)	イ	(イ)	k 外国人観光客の来訪促進と受入体制の整備 l e スポーツイベント等の活用による新たな観光客の誘致	k 観光施策の推進体制の充実・強化 l 外国人観光客の来訪促進と受入体制の整備 m e スポーツイベント等の活用による新たな観光客の誘致	観光施策の推進に当たっては、主な取組「観光施策の推進体制の充実・強化」を追加すべきである。
第2編	8	(3)	イ	(イ)	m 地域資源を活用した体験型観光や、多彩なツーリズムの推進 n 特命観光大使、埼玉応援団等の活用の推進 o 観光振興を担う人材の育成と観光インフラ整備構想の研究・推進	n アニメなどの地域資源を活用した体験型観光や、多彩なツーリズムの推進 o 特命観光大使、埼玉応援団等の活用の推進 p 観光振興を担う人材の育成と観光インフラ整備構想の研究・推進	埼玉県を舞台としたアニメ作品の増加などにより、本県に関するアニメへの注目度がこれまで以上に高まっていることから、観光施策を実施する上で、活用すべき地域資源の例示として

区 分					原 案	修 正 案	修正理由
							「アニメなど」を追記すべきである。
第2編	8	(3)	エ	(イ)	b 東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした障害者スポーツの普及・振興	b 東京2020オリンピック・パラリンピックを契機としたパラスポーツの普及・振興	東京2020パラリンピックを契機とした障害者スポーツへの関心の高まりを背景に、テレビや新聞等では「パラスポーツ」の名称が使われており、県民にも浸透し日常化してきている。また、日本障がい者スポーツ協会は、令和3年に日本パラスポーツ協会に名称変更した。こうした状況を踏まえ、「パラスポーツ」の名称を明記すべきである。
第2編	8	(3)	エ	(イ)	c 多彩なスポーツ大会、イベントの誘致・開催	c eスポーツも含めた多彩なスポーツ大会、イベントの誘致・開催	「eスポーツ」は、年齢、性別、障害の有無に関係なく、気軽に楽しめることから、コロナ禍における健康維持やコミュニケーションツールとしても注目度が高まってきていることも踏まえ、「eスポーツも含めた」を追記すべきである。
第2編	10	(3)	イ	(ウ)	a S A I T A M A リバーサポーターズの個人サポーター数	a 環境基準（BOD）を達成した河川の割合 現状値 95% → 目標値 100% （令和2年度） （令和8年度） b S A I T A M A リバーサポーターズの個人サポーター数	河川水質の改善のための取組の成果を示す指標として、「環境基準（BOD）を達成した河川の割合」が

区 分					原 案	修 正 案	修正理由
					(略) b 民間事業者などによる河川空間の利活用件数 (略)	(略) c 民間事業者などによる河川空間の利活用件数 (略)	重要であることから施策指標に追加すべきである。
第2編	10	(3)	オ	(イ)	d 建設廃棄物や建設・浄水発生土などの再資源化推進のための各種リサイクル法等の的確な運用	d 建設廃棄物や建設・浄水発生土、使用済み太陽光パネルなどの再資源化推進のための各種リサイクル法等の的確な運用	今後、耐用年数が経過した太陽光パネルの廃棄が大量になり、大きな問題になりうることから主な取組に明示すべきである。
第2編	10	(3)	カ	(イ)	h EV・PHV・FCVなど電動車の普及促進	h EV・PHVなど電動車の普及促進	政府はEV・PHV・FCVなどを電動車として定義しているが、FCVについては、水素の製造運搬に多くのエネルギーが必要となるなどの課題があり、世界的なEVシフトの潮流を鑑みても、現段階では県としてEV・PHVと同様に普及を進めることは難しいことから、例示として特出しすべきではない。
第2編	10	(3)	キ	(イ)	d ディーゼル車運行規制の実施やアイドリングストップの指導	d ディーゼル車運行規制（一部のディーゼル車に限る）の実施やアイドリングストップの指導	ディーゼル車運行規制の対象が、県の粒子状物質排出基準を満たさない一部のディーゼル車に限ることを明記すべきである。

区 分					原 案	修 正 案	修正理由
第2編	11	(3)	イ	(イ)	h 海外市場の新規開拓や現地の支援拠点によるビジネスサポート	h 海外市場におけるビジネスサポート	企業の海外展開の支援に当たっては、ジェトロのサービスを最大限活用することを基本とする記載に修正すべきである。
第2編	12	(3)	ア	(イ)	f 低コストなほ場整備など効率的な生産を実現する基盤整備	f 遊休農地の発生防止・解消・活用 g 低コストなほ場整備など効率的な生産を実現する基盤整備	農地を有効に活用するためには、「遊休農地の発生防止・解消・活用」に取り組んでいくことが重要であることから追加すべきである。
第2編	12	(3)	イ	(ウ)		b 販売農家数に占める販売金額1,000万円以上の農家数の割合 現状値 7.4% → 目標値 10.5% (令和2年度) (令和8年度)	本県農業の収益力を向上する上では、他産業と遜色のない収入をあげられる農業者を増やしていくことが重要であることから、指標を追加すべきである。
第2編	12	(3)	ウ	(ア)	さらに、県産木材の利用を拡大するため、安定的な供給体制を整備するとともに、公共施設などにおける利用を推進します。	さらに、県産木材の利用を拡大するため、サプライチェーンの実現を図るなど安定的な供給体制を整備するとともに、公共施設などにおける利用を推進します。	主な取組「c スマート林業技術の導入・普及」や「h 県産木材の安定的な供給体制の整備」などの中で、サプライチェーンの実現を目指して取り組んでいくことを踏まえ、施策内容に明示すべきである。